

平成 年 月 日

福井県知事

様

管理者住所

管理者氏名

㊞

診療用エックス線装置
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器

廃止届

下記のとおり廃止したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

病 院 診 療 所	名 称	
	所 在 地	
廃 止 し た 装 置	製 作 名	
	型 式	
	廃止した理由	
	廃止年月日	
廃止後の使用室等の用途		

注) 1 廃止の日から10日以内に提出すること。

2 診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置については、装置1台につき当該様式1部を提出すること。